

屋外広告物「デジタルサイネージ」の取扱いについて

1. デジタルサイネージとは

ディスプレイやプロジェクタなどに映像や文字を表示する情報・広告媒体であり、表示を切り替えたり、動画を表示したりすることも可能です。従来広告と比べて広告効果が高く、近年設置事例が増加しています。交差点付近に設置する場合は、信号機の視認性への影響も考えられます。

2. 犬山市におけるデジタルサイネージの取扱い

犬山市では、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を遂行しています。現行の県条例・規則等にはデジタルサイネージに特化した規制はないため、広告種別に即した基準に基づいて審査をします。基準に基づいた計画であれば、許可せざるを得ません。

3. 今後の指導方針について

城下町のデジタルサイネージについて

犬山城下町屋外広告物ガイドライン「禁止項目 05 電光看板、回転灯は設置しない」に基づいて、城下町ゾーンではデジタルサイネージを設置しないよう指導します。

4. 事務手続きについて

屋外広告物条例において、広告物・掲出物件に変更を生じる際は、変更許可を受けなければなりませんが、デジタルサイネージはその特性上、表示内容の変更が頻繁に生じます。そのため、事務処理の簡略化を目的として新規許可時に将来の変更内容を含めて、包括的に許可をする方針とします。

新規許可申請時に「表示内容に変更があった場合、変更内容も許可基準に応じたものとします。」のような文言を追記させることで、包括的に許可したいと考えています。

デジタルサイネージの取扱いについては、県の方針などに基づき適切に対応していきます。

〈他市事例〉

一宮市

- ・基本は県と同じ基準で審査を行う。
- ・変更内容があっても許可は求めておらず、当初許可時に変更内容も基準に応じる旨を記載してもらい包括的に許可している。

江南市

- ・県条例に基づいて許可した事例がある。表示される内容はすべて審査したが、設置後、変更がないか等については、特に確認していない。

